

## 税務署からのお知らせ

源泉徴収義務者の皆様に対しましては、昨年に引き続き本年も、行政のデジタル化を踏まえ、年末調整関係手引等に代えて、改正事項や国税庁ホームページなどを案内したリーフレットを送付します。

また、国税庁ホームページには、タックスアンサーやチャットボットなど、税に関する疑問を解決するための有益な情報が掲載されていますので、是非ご活用ください。



◀年末調整がよくわかるページはこちら

## 世界エイズデー HIV 検査のお知らせ

12月1日の「世界エイズデー」にちなみ、定例のHIV検査に加え、日曜日に検査を行います。

▶日時 12月3日(日)  
9時～11時(検査受付時間)

▶場所  
嘉穂鞍手保健福祉環境事務所別館1階

▶内容  
HIV抗体検査、梅毒検査(即日検査)。採血後1時間程度で結果をお知らせします。

▶問合せ  
嘉穂鞍手保健福祉環境事務所  
保健衛生課感染症係  
☎ 23・5911

(平日のみ。8時30分～17時15分)

## 住生活総合調査にご協力ください

12月1日、全国で住生活総合調査が行われます。住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要な調査ですので、ご協力をお願いします。

▶対象  
10月に実施された住宅・土地統計調査に回答いただいた世帯の中から抽出された世帯

▶調査方法  
調査の対象となる世帯には、11月下旬から郵送により調査票が配布され、オンラインまたは郵送により回答

▶問合せ  
住生活総合調査事務局  
☎ 0120・169・037

## 後期高齢者医療加入者の医療費通知について

福岡県後期高齢者医療広域連合では、健康や医療に対する認識を深めていただくため、年3回(7月、11月、翌2月)医療費通知を発行しています。令和5年4月～7月診療分の医療費通知は、11月末に圧着ハガキにて送付します。

### ▶注意点等

- ・通知作成時点で亡くなっている方の通知は発送されません。
- ・医療機関との情報受渡の時期により、受診内容等が記載されていない場合があります。医療費控除の明細書として使用する場合は、領収書等に基づき内容を追加してください。

### ▶問合せ

福岡県後期高齢者医療介護広域連合  
お問い合わせセンター  
☎ 092・651・3111

## 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。

### ▶対象

- ①老齢基礎年金受給者で以下の要件をすべて満たしている方
  - ・65歳以上
  - ・世帯全員の町民税が非課税
  - ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
- ②障害基礎年金、遺族基礎年金受給者で、前年の所得額が約472万円以下の方

### ▶請求手続

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構よりお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し、切手を貼ってポストに投函してください。

▶問合せ 給付金専用ダイヤル  
☎ 0570・05・4092



# 暮らしの 情報

※特に記述のない限り、参加費や申込みは不要です

※各種相談は無料で、秘密は固く守られます

お知らせ	募集・教室
相談	イベント
ひとり親世帯	

## 個人事業税の納期について

11月は個人事業税第2期分の納期です。個人事業税は、生活と産業の発展を支える社会基盤の整備や、自然災害に備えた防災・減災・県土強靱化に支えられています。忘れずに納めましょう。

▶問合せ 飯塚・直方県税事務所  
事業税係  
☎ 21・4903

## 社会保険料控除証明書の送付について

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告の際には、その年の1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した保険料の額を証明する書類の添付が必要です。

そこで日本年金機構から、1年間に納付した国民年金保険料を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、毎年11月上旬に被保険者に送付されますので、ご確認ください。

※ただし、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する人は、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

▶問合せ  
ねんきん加入者ダイヤル  
☎ 0570・003・004